

平成 27 年

第 3 回市議会定例会 議案第 2 号

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定
個人情報の提供に関する条例の制定について

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する
条例を次のように定める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定
個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」とい
う。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用および法第 19 条
第 9 号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める
ものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号
に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号
利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情
報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用および特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長（法令の規定により、市長の権限に属する事務の全部または一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下同じ。）または教育委員会（法令の規定により、教育委員会の権限に属する事務の全部または一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下同じ。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 市長または教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

- (2) 第4条第2項ただし書の規定 法附則第1条第5号に定める日
- 2 市長および教育委員会は、この条例（前項第2号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の日前においても、この条例の施行のために必要な準備行為をすることができる。

別表（第5条関係）

照会機関	事 務	提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定および実施または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付または配偶者支援金の支給に関する事務であつ	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

	て規則で定めるもの		
3 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い，個人番号の利用および特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定
個人情報の提供に関する条例施行規則大綱
条例別表に規定する規則で定める事務および情報について